

# 合併浄化槽の設置について

京丹波町上下水道課 下水道係

## 1 新規設置の場合

### (1) 浄化槽法に基づく浄化槽設置届出書の提出

浄化槽を設置しようとする場合は、浄化槽法第5条に基づき、浄化槽設置届出書を3部（正本2部、副本1部）提出してください。建築確認が区域の場合は、京都府南丹土木事務所に、それ以外は、京丹波町上下水道課に提出してください。

#### 添付資料

- ① 第7条法定検査実施承諾書（浄化槽法定検査申込受理書（水質検査、7条、11条関係））
- ② 浄化槽処理対象人数算定書（様式第3号、別表）
- ③ 建物平面図
- ④ 付近見取り図
- ⑤ 配置図（建築物、浄化槽、放流経路及び道路の位置を明示したもの）
- ⑥ 敷地区画割図（団地の場合のみ提出）
- ⑦ 認定書（国土交通省発行）
- ⑧ 浄化槽構造図（型式適合認定書、別添仕様書及び図面）

### (2) 浄化槽設置補助金申請について

町民の快適な生活と美しい環境をつくるとともに、公共用水域等の水質汚濁を防止するため、京丹波町が公布する浄化槽の普及に関する条例において、補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めています。

補助対象者は、町内在住者（住民基本台帳の登録がある者）及び町内在住予定者です。事業用は対象外です。※町内在住予定者の場合は、移住確約書の提出が必要です。※**集落公民館は補助対象外です**。※店舗併設の場合は、店舗等の面積が総床面積の1/2未満である場合は補助対象となります。

補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書に必要な添付資料を添えて申請する必要があります。

#### 補助金の額

5人槽の場合 332,000円、6～7人槽の場合 414,000円、8～10人槽の場合 548,000円

#### 添付資料

- ① 審査機関を経由した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- ② 住宅等を借りている者は賃貸人の承諾書
- ③ 浄化槽設置工事見積書（配管工事を含めた屋外工事明細書）
- ④ 登録浄化槽管理票C票（国庫補助指針に適合する浄化槽として全国浄化槽推進市町村協議会の登録を受けた浄化槽であることを記載したもの）
- ⑤ 登録書の写し（全国浄化槽推進市町村協議会が発行した登録証の写し）
- ⑥ **移住予定者は、移住確約書（実印のこと）及び印鑑証明書**
- ⑦ 平面図、位置図

※浄化槽の設置工事は、交付申請書提出後に交付される交付決定通知後に着工してください。事前着手となった場合は、補助金の交付対象となりません。また、3月15日までに工事が完了し実績報告書の提出ができる案件に限ります。

### (2) - 2 実績報告書

設置完了後は、実績報告書を提出してください。

#### 添付書類

- ① 保守点検に関する委託契約書の写し及び清掃に関する委託契約書の写し（維持管理業

- 務委託契約書の写し)
- ② 第7条法定検査実施承諾書(浄化槽法定検査申込受理書(水質検査、7条、11条関係))
  - ③ 補助金請求書
  - ④ 工事完成検査表(合併浄化槽工事完成検査表、浄化槽設置チェックリストなど) 施工業者が作成したもの。
  - ⑤ 工事写真
  - ⑥ 工事費領収書の写し
  - ⑦ 転入者の場合は、京丹波町に転入後の住民票の写しです。

### (3) 排水設備新設計画確認申請

宅内から合併浄化槽に接続する行為についての申請となります。

#### 添付資料

※ 計画確認申請書(正本、副本の2部提出)

- ① 工事明細書(見積書等)
- ② 位置図、平面図、縦断面図

※ 町で受理後、内容を審査し、適当と認めた場合は、確認印を押印して副本を返却します。

※ 施工事業者は、下水道設備指定事業の登録を受けていることが条件です。

#### (3) - 2

完成後は、竣工届を提出してください。

#### 添付資料

※ 竣工届(正本、副本の2部)

- ① 精算設計書(請求明細など)
- ② 工事写真

※ 竣工届受理後、町上下水道課において検査を行います。検査合格で副本に検査済印を押印して副本を返却します。

## 2 浄化槽法第10条に基づく浄化槽使用開始報告書の提出

浄化槽法第10条の2第1項の規定により、浄化槽管理者は、浄化槽の使用を開始した場合、30日以内に、報告書を作成し、提出することとなります。

#### 添付資料

- ① 技術管理者が浄化槽法第10条第2項に規定する資格を有することを証する書類(浄化槽技術管理者認定講習会修了証の写し)
- ② 保守点検に関する委託契約書の写し及び清掃に関する委託契約書の写しです。

## 3 既設浄化槽の帰属について

個人で設置された浄化槽を町に帰属することができます。町に帰属した場合は、月々の下水道使用料を納付いただくこととなりますが、保守点検等の維持管理など町が浄化槽を管理することとなります。

対象となる浄化槽は、住宅に設置されている浄化槽であること(店舗併設の場合は、店舗等面積が総床面積の1/2未満であること)、使用者が京丹波町に住所を有し(住民基本台帳の登録がある者)、対象浄化槽を1年以上、適正に管理していること、清掃完了後、6ヶ月以内であることとなっています。

#### 添付書類

- ① 使用水等申告書
- ② 浄化槽法定検査(第7条又は11条)結果通知書の写し
- ③ 浄化槽保守点検記録表(直近1年分、3回の点検記録表)の写し
- ④ 清掃完了報告書または清掃記録票の写し(過去6ヶ月以内、1回分)

※ 申請書受付日からさかのぼって1年間の間に、法定検査年1回、保守点検年3回の実施

が確認できる資料、過去 6 ヶ月内の清掃年 1 回実施していることの確認をしますので、資料の添付がない場合は、申請を受理することができません。

※法定検査が未実施の場合は、指定検査機関で検査を実施してください。(指定検査機関：社団法人 京都保健衛生協会 電話 075-681-1727)

帰属申請書受理後は、町において検査を行い、検査合格の場合は、帰属決定通知書を交付し、町において管理を行います。

※原則、検査合格の翌月から下水道使用料が発生しますので納付をお願いします。納付書は毎月 17 日前後の発送で、納付期限は月末です。口座振替の場合は、月末に振替となります。

※個人で契約されていた保守点検及び清掃業務について、契約の相手方に解約を申し出てください。その際に、解約の証明書を受け取ってください。

※保守点検業務の解約証明書の写し、浄化槽使用料の講座振替申込書（必要に応じて）を提出してください。

#### 浄化槽設置に係る諸手続きの流れ

	手続き	時期	備考
1	水質法定検査（7条検査）申込	届出書に申込受理書の添付が必要	
2	浄化槽設置届 (浄化槽法、町要綱に基づく)	工事着手前に提出	
3	工事着工、完成		
4	保守点検委託契約（清掃含む）		浄化槽の種類や規模により決められた回数の点検を実施
5	使用開始報告書 (浄化槽法、町要綱に基づく)		
6	水質法定検査（初回は7条検査、次回から11条検査）実施		
7			

#### 宅内から浄化槽への配管の布設に関する諸手続きの流れ

	手続き	時期	備考
1	排水設備新設計画確認申請書	工事着手の日の5日前まで	
2	工事着工、完成		
3	排水設備工事竣工届	工事完成後5日以内	

#### 浄化槽設置補助金申請手続きの流れ

	手続き	時期	備考
1	補助金交付申請書	工事着工前	交付決定後、工事着手のこと
2	工事着工、完成		
3	補助金実績報告書	工事完成後	